



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 55(2), 307-308
Issue Date	2004-07-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15298
Type	other
File Information	55(2)_p307-308.pdf



北海道大学法学会記事

〇二〇〇四年二月五日(木) 午後二時より

「東アジア社会におけるポストモダンの法と正義」

報告者 顔 厥安

(国立台湾大学法律学院教授)

鈴木 賢

尾崎 一郎

長谷川 晃

出席者 二四名

「東アジア社会におけるポストモダンの法と正義」と題して、主報告者に国立台湾大学法律学院教授の顔厥安氏を迎え、コメ

ンテーターとして本学研究科の鈴木賢教授と尾崎一郎助教授が出席されて、現代アジアにおける法秩序形成の理論的意義を探るシンポジウムを行った。顔教授は主報告において、「個性と自由」というタイトルのもとに、法秩序を支える個性の自己発展の論理を探り、近代以降の自由主義の法原理が見逃してきた、システム構造や意味への對抗要因としての個性の意義を再考すると共に、東アジアにおける現代の個人主義が「個体的唯物主義」とでも言うべき状況にあって自由と密接に結びついている個性性を見失っており、それはシステムの構造と意味の間隙を捉えることを通じて救ってゆかなければならないものであると論じた。

この報告に対して鈴木教授は、主として現代の中国や台湾における法治主義の展開を跡づけながら、個性性と自由の拡大という顔教授の考える秩序形成原理が現実にかに働いているかを質した。また尾崎助教授は、主として現代社会における個性と自由が陥りがちな自己閉塞状態を指摘しながら、このような個性性と自由の逆説とでも言うべき現象をいかに評価すべきなのかを質した。その他にフロアーからの質問を加えてデイスカッションが行われたが、そこでは特に、アジアにおける「個体的唯物主義」の問題の歴史的跡づけ、個性性を確認してゆく

報 場合の対話の意義、個性性と自由を支える超越的視点の存否などが議論された。

雑 全体として顔教授の議論はヘーゲルの精神現象学の解釈を基にした難解なものではあったが、コメンテーターをはじめフロアーからの質問もそれなりにかみ合い、質の高い議論が展開されて、現代東アジアにおける法と正義の問題の一端が明らかになった。

(文責 長谷川晃)

○二〇〇四年二月一四日(土)午後二時より

「EU域内の商品流通の自由

― EU裁判所の豪華なフルコースへのご招待―」

報告者 アンドレア・ボノミ

(スイス・ローザンヌ大学教授)

通訳 藤原 正 則

出席者 二五名

本報告は、法学会および経済法研究会の共催で行われた。講演の翻訳および質疑は、本号に掲載されている。

(文責 藤原正則)